

平成28年6月7日

保護者の皆様へ

大阪市立柴島中学校
事務室
(就学援助担当)

一就学援助申請の受付をまもなく締め切りますー

平素は本校の教育活動推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、平成28年度就学援助申請を3月より受け付けてまいりましたが、6月30日(木)を持ちまして、受付締切となります。

6月30日までの受付分につきましては、4月1日付けで認定されますが、7月1日以降の申請につきましては受付日以降の認定となり、学校教材費等は認定日以降の購入・実施費用のみ支給対象となります。また、新1年生の入学準備金、3年生の修学旅行費（キャンセル料含む）についても支給されなくなりますので、申請をお考えの場合は必ず6月中にご提出ください。

(※生活保護費を受給中の方も、修学旅行費の支給を受けるには就学援助の申請が必要です。)

なお、税情報ご利用による申請受付は終了していますので、必ず申請理由に該当する証明書類を添付してください。

【参考】

《平成28年度就学援助費支給予定額》

学校教材費（生徒費）	修学旅行費（3年生のみ）	入学準備補助金（1年生のみ）	給食費	医療費	スポーツ振興センター掛金
学校徴収金（生徒費）相当額（＝決算額） (徴収金で支払われた教材や活動費などの実費相当額)	参加実費額 (キャンセル代も対象)	23,250円以内 (添付された領収書額)	給食費 1/2額	医療券 発行	掛金免除

◇入学準備補助金の請求には、制服代等の領収書と入学準備学用品等購入申出書が必要です。

◇生活保護受給世帯は、修学旅行費・医療費・スポーツ振興センター掛金のみ援助対象です。
(生活保護世帯には、別途、教育扶助費(学校生活にかかる費用の支払いを目的として支給)が毎月支給されていますので、徴収金は必ず納入してください。)

◇就学援助を認定されましても、学校徴収金（積立金・PTA費）は免除とはなりませんので、必ず定められた期間中に納入するようにしてください。